埼玉・高松会場にて登録電気工事基幹技能者 認定講習を受講される方へ

2026年
登録電気工事基幹技能者 認定講習のご案内

10月24日（土）・25日（日）に下記の会場で開催される対面講習（ビデオ講習）の案内です

eラーニングで受講される方は協会ホームページ「eラーニング講習」を参照してください

開催地	会場名称	申込先・問合せ先
埼玉	埼玉建産連研修センター 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7	（一社）埼玉県電業協会 〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 （埼玉建産連会館） ☎ 048(864)0385
高松	サン・イレブン高松 香川県高松市松福町2-15-24	（一社）日本電設工業協会 四国支部 〒761-8565 香川県高松市花ノ宮町2-3-9（㈱四電工内） ☎ 087(865)0620

一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association

認定講習について

本講習は、「登録電気工事基幹技能者」の認定評価を行う講習です。
本講習の合格者には、経営事項審査で3点と評価される仕様となっています。
建設業の種類は、「電気工事業」、「電気通信工事業」で、建設業法の主任技術者の要件を満たす者と認められます。

主催・後援・協賛

■主催　一般社団法人　日本電設工業協会（以下、電設協という）
〒107-8381　東京都港区元赤坂1-7-8
URL　https://www.jeca.or.jp/
※登録電気工事基幹技能者に関する問合せ先
電話　03-5413-2165　FAX　03-5413-2166
■後援　一般財団法人　建設業振興基金
■協賛　各都道府県電業協会等

登録電気工事基幹技能者の職務

登録電気工事基幹技能者は、建設工事現場において職長等を管理するものとして、おもに次の業務を行い、現場における直接の生産活動において基幹的役割を担います。
①安全、品質、工程管理を主とした技術者の支援
②現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
③現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
④生産グループ内の一般の技能者の施工に係わる指示、指導
⑤前工程・後工程に配慮した他の登録基幹技能者・職長との連絡調整

受講資格

条件は、次の①②③を全て満たす者。
①電気工事の直接施工業務に従事して、該当する建設業の種類ごとに10年以上の実務経験があること。
実務経験は、受講申込日までとします。
②労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育（施行令第19条あるいは施行規則第40条）を修了して、受講申込日までに3年以上の職長経験を有していること。
③第一種電気工事士免状を取得していること。

必要証明書類

受講資格条件を満たす証明書として、次の書類を添付。
①実務経験については、事業主が証明した実務経験証明書。受講者が事業主の場合は、記載事実に相違がない旨の誓約書(署名、捺印)が必要。
②職長経験については、実務経験証明書の職長欄に記載し、労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了のコピーを貼付。
③第一種電気工事士免状のコピー。

開 催 日

2026年10月24日(土)、25日(日)の2日間

開催地・申込先

※今回対面講習可能な会場は下記のとおりです

開催地	会場名称	定員	申込書提出先・問合先
埼玉	埼玉建産連研修センター (さいたま市南区鹿手袋4-1-7)	60	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館 (一社)埼玉県電業協会 ☎ 048(864)0385
高松	サン・イレブン高松 (高松市松福町2-15-24)	50	〒761-8565 高松市花ノ宮町2-3-9 ㈱四電工内 (一社)日本電設工業協会 四国支部 ☎087(865)0620

希望会場の「申込書提出先・問合せ先」まで申込書を郵送。直接会場に郵送された場合は、無効。

講習免除

次の者は、認定講習の講義を免除し、2日目に行われる認定講習修了試験のみ受験することも可能

① 2024年及び2025年の登録電気工事基幹技能者 認定講習の修了試験不合格者

② 登録電気工事基幹技能者 講習修了証の有効期限を6ヶ月経過後1年未満内に講習免除証明を申請した者

※①②いずれも証明書が必要

受講料・振込み先

受講料: 22,550円(税込)　※講習免除者は9,420円(税込)

1. 受講料は、受講費、教材費、修了証作成・発行費が含まれ、交通費、昼食費、宿泊費等は 含みません。
2. 申込受付後の受講料は返却しません。
3. 受講料の領収書は発行しません。「銀行振込み明細書」を利用願います。
4. 受講料は、次の口座へ振込み。＊振込み手数料は受講者負担

・ゆうちょ銀行 窓口の場合 (郵便局備え付けの用紙で払込み)

00100-6-399328　一般社団法人日本電設工業協会

・ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込みの場合

金融機関 (コード)	ゆうちょ銀行	(No.9900)
店名[カナ] (コード)	〇一九店[ゼロイチキユウ店]	(No.019)
預金種類/口座番号	普通 0399328	
口座名[カナ]	一般社団法人日本電設工業協会 [ｼｬ)ﾆﾎﾝﾃﾞﾝｾﾂｺｳｷﾞｮｳｷｮｳｶｲ] (登録番号 T5010405009481) ※インボイス番号	

※ 数人分を振込む時は、振込みを証する書類の余白に対象者全員の名前を記載 し、対象者全員の申請書に(コピー)を貼付

受付期間

2026年7月6日(月)～7月25日(土)消印有効　定員になり次第締切ります。

申込み方法

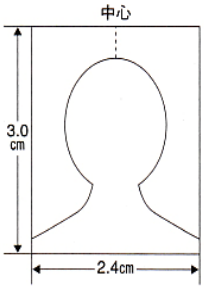
以下の書類に必要事項を記入し、写真、受講料振込み証明書及び必要書類を貼付の上、「申込書提出先」まで郵便で申込み。

※黒ボールペンで記入（鉛筆・消えるボールペンは使用不可）

※記入例をホームページに掲載（電工/通信/電工・通信を参照 ）

1.受講(受験)申込書 （書式1）

所定の事項を記入後、写真を貼付



※運転免許証サイズ

①申込者本人のみがカラー写真で撮影（モノクロは不可）

②6ヶ月以内に撮影

③たて3.0cmよこ2.4cmふちなし正面、肩口まで写っているもの、無帽、無背景

※写真は申込書の所定の位置に貼付

※写真は講習修了後に発行される修了証の証明写真となる

※パソコンプリンターで印刷する場合、写真用紙に印刷

(注) 申込書・写真票に貼付する写真は同じであること

2.実務経験証明書 （書式2,3,4）

必要事項を記入し、証明者である事業主の署名と押印を必ず確認して提出

3.資格の証明 （書式5）

- 第一種電気工事士免状のコピーの貼付
  第一種電気工事士免状(写真・登録番号・定期講習受講記録の部分)のコピーを貼付
- 職長教育修了証のコピーの貼付
  労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育修了証(受講者名、受講日が分かるもの)のコピーを貼付

4.受講料振込みの証明 （書式6）

- 「振込明細書」や「利用明細票」等、受講料を振込んだことを証明するもの(コピー)を貼付
  ※数人分をまとめて振込みした時は、振込みを証する書類の余白に対象者全員の名前を記載し、対象者全員の申請書に(コピー)を貼付
- 書類審査で受講が認められない場合は、受講料を返金するため、返金口座を必ず記入

5.写真票 （書式7）

受講(受験)申込書(書式1)に貼付したものと同じ写真を貼付し、氏名（フリガナ）、生年月日を記入。受講番号、在席状況、通信欄は記入しない。

6.講習免除の証明書 （書式8）

講習免除(講義を受講せず試験のみ受験)を受ける場合は、証明書が必要

①2024年及び2025年の登録電気工事基幹技能者 認定講習の修了試験不合格者

※「 2025・2026年 講習免除証明書」または「2026・2027年 講習免除証明書」のコピーを添付

② 登録電気工事基幹技能者 講習修了証の有効期限を6ヶ月経過後1年未満内に証明を申請した者

※「講習免除証明書(更新申請者)」の原紙を申込書に添付(コピー不可)

受講票の送付

受講票は、受講日の2週間前に読本とともに受講者の自宅現住所に送付します。受講日の1週間前までに受講票が届かない場合は、受講申込書の提出先にお問い合わせ下さい。

講習プログラム

※教材は登録電気工事基幹技能者 読本(2025・2026年版)
※ビデオ視聴による講習

	科　目	内　容	講習時間
一日目	受講説明 ・基幹技能一般知識に関する科目	第 1章 登録電気工事基幹技能者のあり方 ・建設技能者の労働環境 ・登録電気工事基幹技能者の在り方 ・登録基幹技能者制度と各団体の活動 (1時間)	9:00～ 12:00
		第 2章 電気工事における新材料、新工法 (1時間)	
		第 3章 ＯＪＴ教育 (1時間)	
	・建設工事の施工管理、工程管理、その他の技術上の管理に関する科目 ・基幹技能者関係法令に関する科目	第 4章 施工管理、事務管理、原価管理 関連法規及び法改正等 (2時間半)	13:00～ 15:30
		第 5章 工程管理 (1時間)	15:30～ 16:30

	科　目	内　容	講習時間
二日目	(1日目からの続き) ・建設工事の資材管理、安全管理、労務管理、その他の技術上の管理に関する科目	第 6章 資材管理 (1時間)	9:00～ 10:00
		第 7章 安全管理 第 8章 労務管理 (2時間)	10:00～ 12:00
		第 9章 品質管理 第10章 環境管理 (1時間半)	13:00～ 14:30
		休　憩	14:30～ 14:50
	認定講習修了試験についての注意事項		14:50～ 15:00
	認定講習修了試験	学科試験　全20問の選択問題	15:00～ 16:00

○遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められません。講習時間を厳守
○講習免除による受講申込者は、認定講習の講義を受講出来ません

認定講習修了試験

認定講習を受講した者は、引き続き認定講習 修了試験を受験する。
講習免除者は、10月25日(日) 14:30までに来場し受付。

受講時持参するもの

①受講票又は受験票(受講票又は受験票を忘れた人は受講(受験)できません)
②第一種電気工事士免状
③読本(受講票とともに送られた教材)
④筆記用具

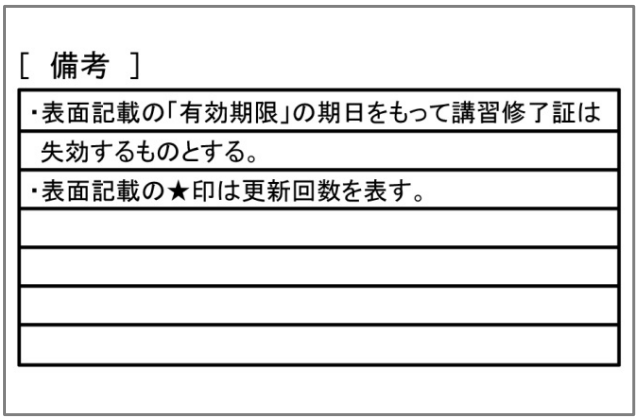
講習修了証の交付

1. 認定講習を受講し、修了試験に合格した者は、「登録電気工事基幹技能者」として認定し、(一社)日本電設工業協会に登録され、登録電気工事基幹技能者 講習修了証(カード型)を交付します。(2027年1月末日までに発行を予定)
2. 登録電気工事基幹技能者 講習修了証の<u>有効期限は5年間</u>です。
   <u>修了証の更新申請は、有効期限の1年前より受付け</u>できます。手続きの方法は電設協HPを参照。

― 登録電気工事基幹技能者 講習修了証見本 ―



(表)



(裏)

※建設業の種類で電気工事業を修了した方の例

合格者の公表

合格者の受講番号と氏名を当協会のホームページ、メールマガジン、月刊誌「電設技術」に公表します。(2027年1月に発表予定)

また、登録基幹技能者データベース(建設業振興基金)に登録・公開されます。公開を希望する・希望しないを申込時の同意書に記載して提出。

試験の問題と合格基準の公表

試験問題、解答及び合格基準は、試験の合否の決定後2ヶ月以内に、電設協ホームページに掲載

助成金のご案内

― 事業主のみなさま ―

「登録基幹技能者 認定講習」は、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の対象となっています。助成の申請は、事業主の所在地を管轄する都道府県労働局、またはハローワークで手続きが必要です。当講習においては計画書の事前届出が不要です。

なお、助成申請に必要な実施機関証明は電設協で証明します。「建技様式第3号別紙1」に必要事項を記載し、返信用封筒を同封の上、以下の宛先まで郵送。

〒107-8381 東京都港区元赤坂1-7-8 東京電業会館4階
(一社)日本電設工業協会 登録基幹技能者 実施機関証明 係

※詳しくは各労働局・ハローワークでご確認下さい。

助成金手続きは、講習を終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内